

資 治 通 鑑 考

三 浦 國 雄

目 次

- I 資治通鑑の成立
 - 一、通史の出現
 - 二、新法と通鑑
 - 三、編纂の意圖
- II 資治通鑑論
 - 一、形式について
 - 二、書法について
 - 三、八臣光曰Vについて

序

古い制度とそれを支えていた價值體系とが唐末・五代の戦亂によつてもはや壊滅していた西曆九六〇年、周の武將趙匡胤は將兵に黃袍を着せられ帝位についた。宋王朝の成立は八中世Vから八近世Vへの禪讓であるかどうかはさておくとしても、單に周から宋への禪讓、王朝間の權力の移行に留まらず、從來の歴史に類をみない全く新しい時代の開幕であつたことは異論のないところであらう。新しいエネルギー

は文化の諸部門に噴出したが、とりわけ思想史の領域に特色ある學の體系を打ち立てた。それは一口に宋學と呼ばれるが、從來の宋代思想史研究は、専ら周・程・張から朱子に至る狹義の宋學に關心が向けられ、それ以外の諸學にはやや冷淡であつたきらいがある。むしろ義理の學は宋學の粹であり、宋一代に留まらず元・明と盛行し、遠く清朝まで餘韻を残した強力な形而上學であつたが、固よりそれだけが宋學の全てではない。他の諸學の解明、とりわけそれらと道學との關わり、いわば兩者の間における思想的ダイナミズムの闡明の上に立つて、宋代思想史を再構成する必要があると思われる。

小文の目的は、士大夫の典型である司馬光(1019—1086)の八資治通鑑V(以下八通鑑Vと略記)を通して、廣大な宋學の一隅を照射することにある。始めに斷わっておかねばならないが、ここで私はトータルな司馬光と八通鑑V像を提出しうる自信は全くない。八通鑑Vは一讀したもの傍證として引かれるべき彼の浩瀚な上奏文はまだ讀み切れていないし、宋代史に關する知識の蓄積もまだ日が浅い。それに八通鑑Vを思想史の中に位置づけようとしながら、司馬光の個的實存にこだわつて八通鑑Vの中に八劇Vを覓めすぎたきらいがある。しかし私はそこから踏み出すより仕方がなかつた。人は自分の歩き方で歩

むより他はない。

I 資治通鑑の成立

ひとつの歴大な著作が書かれるということは一體どういふことなのだろうか。著者と作品の間に横たわる闇の前で我々はしばし茫然と佇まざるをえないが、いま私は八通鑑Vの成立について次の三つのファクターを措定した。即ち、(一)時代、(二)新法という政治状況、(三)司馬光の内的動機。この三者の力學の上に八通鑑Vは成立し、かつまたその性格は決定された、というのがこの章の結論である。

一、通史の出現

八通鑑Vは宋代に至って忽然と出現した通史である。抽象的な思辨よりも具體的な事例を尊重し、先人の經驗の中に生きる上での規範を見出さんとしたこの民族は歴大な記録を蓄積してきたが、とりわけ王朝が變わる毎に次の王朝が前代の歴史を編むという營みは、暗黙の慣例によって歴代と絶えることなく行なわれた。正史と呼ばれるそうしたより整備された記録群は、しかしその始祖である八史記Vと八南史Vと八北史Vとを除いて、全て前代一代限りをその射程距離とする所謂斷代史であった。歴史の發祥から當代に至るまでをその時代の視點から振り返るといふことは、正史に關する限り、漢以後宋代に至るまで絶えてなかったと云つてよい。

尤も八史記V以後、正史の外では通史の試みが行なわれたこともあつたらしい。八史通Vによれば、梁の武帝が編纂させた八通史V六百二十卷と北魏の崔鴻等が編んだ八科錄V二百七十卷が存したという。

八通史Vは八史記Vの後を繼ぎ齊室の終りまで、八科錄Vは上古より宋室の終りまで書かれたが亂に遭つて灰燼に歸した。これらは劉知幾に「通史以降、蕪累尤も深し」(史通卷一、六家第一)と罵倒されるほどであつたから餘り出來はよくなかつたのであろう。しかし歴史は通史でなければならぬという意識を持つて書かれたものと思われ、六朝時代に曲がりなりにも通史が書かれた事實は考察に値するが、かかる少數の例外を除いて八史記V以後本格的な通史は生まれなかつたのである。

斷代史を支えるものは、成立から滅亡に至るひとつの王朝を完結體と看做し、歴史を持續ではなく斷絶の相で捉える意識である。尤もそれら斷代史の集積を、例えば八十七史V八十二史V八二十四史Vというふうなひとつの統一體、ひとつの持續として見る意識が後に生まれした。しかしそれらの記録群は各々時代と思想を異にする人間が個別的に編んだひとつの完結體であり、時間的には連續していても、王朝の斷絶を貫通する視點の缺落した記録の羅列にしかすぎず、全體としてひとつの通史と看做すことはできない。通史とは、歴史は王朝の興廢によつて斷絶するものではなく、王朝は交替しても歴史的世界は連續するといふ意識と、明確なペースペクティヴによつて過去の事蹟を再編成した史書のことをいう。

ところで、宋代に何故通史が出現したか。中國史學史の主流は斷代史であり、宋代においてもすでに八唐書V八五代史Vは編まれていた。これらに不満を抱いた歐陽修が八新唐書V八五代史記Vとして一家の書に再編成したが、しかしそれはあくまで斷代史といふ枠内での仕事であつた。八通鑑Vは斷代史そのものの枠組を破つたのであり、その背後に斷代史とは別の原理が存在したはずである。結論から先に

云えば、それは單なる偶然でも司馬光個人の衝動でもなく、通史を生み出す條件と要請が宋という時代の中に備わっていたからである。

通史が生まれるためには過去をひとつの連續する全體として捉える意識——いわば王朝の完結性を歴史世界全體の完結性にまで擴大する意識が用意されておらねばならない。そのような意識は歴史の激動期にしか生まれ得ない。西洋における歴史の全體を捉えた最初の書と云われるアウグスチヌスの Δ 神國論 \vee は古代ローマ社會の没落から生まれたし、我國でも貴族社會の没落意識が我國最初の歴史哲學の書である Δ 愚管抄 \vee を生んだ。これらは深刻な没落體驗がパースペクティヴを與えた例であるが、宋代の場合にはむしろ興隆體驗とでも云うべきものであった。よく云われるように宋代は五代の破壊の中から再生した時代である。前代の古い價值觀は動亂の中で壊滅してしまっており、宋人には没落の意識はかけらもなく、むしろ彼等は建設の意欲に燃えていた。何故なら没落したのは貴族階級と彼等を支えていた世界觀であり、宋代のトレーガーである士大夫は貴族とは全く異なる地盤から擡頭してきた新興勢力であったからである。没落體驗と興隆體驗とは Δ 負 \vee と Δ 正 \vee という全く對極的なものであつても、自らの時代を變革の時として捉える點において變わりはない。宋人には自己の時代が全く新しい時代であるという自意識があつたのである。かかる意識にとつて世界は Δ 今 \vee と Δ 古 \vee のふたつしかあり得ない。ここに王朝の交替による斷絶を越えて、歴史的世界はひとつのまとまりとして捉えられたのである。⁽⁶⁾

ところで、そのような自意識が宋代史の表面に浮上してくるのは慶曆以後であり、 Δ 通鑑 \vee が治平・熙寧を経て元豐年間に完成された事實は重要である。宋代になされた古今にわたる大規模な編纂事業は

Δ 通鑑 \vee に留まらず、それ以前にも數多く行なわれてきた。即ち太宗の時代には Δ 太平御覽 \vee 千卷、 Δ 太平廣記 \vee 五百卷、 Δ 文苑英華 \vee 千卷が編まれ、次の眞宗の時代には Δ 冊府元龜 \vee 千卷が編まれており、これら類書の他にも内藤湖南が云うように(支那史學史)、醫書や經書の疏の大成をはじめ、古文、道教、佛教の書に至るまで宋代は集大成することが盛んに行なわれた。こういった前代の知識の集大成は Δ 通鑑 \vee 編纂と同じ基盤に立つものではあるが、それらの類書は單に事實の羅列に留まっており、一貫した視點から歴史的世界を一家の書に再構成した Δ 通鑑 \vee とは大きな涇庭がある。そこには仁宗一代を隔てた時代の變化が與っている。范仲淹を代表とする新進官僚の擡頭、外國勢力の壓迫からくる緊張感などが相俟つて、慶曆期を境に宋朝の士風は一變する。士大夫達は自己の位置と責任について新しい自覺を持つに至るのである。⁽⁷⁾ここに前代の道教的氣風は一掃され、儒學の興隆と共に澎湃たる古代復興の氣運が盛り上がってくる。我々は後ろ向きに未來へ入って行く Δ ヴァレリーは云つたが、この言葉はとりわけ中國史に適わしく、一時代の文化が爛熟と崩壊を経たのち再建された新しい時代の合言葉は Δ 古代への復歸 \vee であり、宋代もこのパターン⁽⁸⁾の例外ではなかつた。士大夫達は自己の生の據り所を歴史の中に覓めたのである。ここにおいて遠いパースペクティヴは歴史への強い關心と結合し、通史を開花させる土壌はすでに耕されたのである。あとはひとりの史家を待つばかりであつた。

二、新法と通鑑

治平三年(1068)司馬光は私撰の Δ 通志 \vee 八卷を時の皇帝英宗に奉る。 Δ 通志 \vee という名にすでに通史を書く意圖は明瞭だが、英宗はこ

の△通志Ⅴがひどく気に入る、國家の全面的援助のもとに當初の目的通り五代の末まで續けるように命じた。この△通志Ⅴ八卷は△進通志表Ⅴによれば「起周威烈王二十三年、盡秦二世三年」とあり、△通鑑Ⅴと照合してみるとちょうど周の部分が八卷あることから、内容的にも△通鑑Ⅴと殆ど重なるものであったと思われる。最初から私撰で五代まで書く積りであったのか、実績を積んだ上で國家の援助を仰ぐ意圖であったのか不明だが、事實として司馬光は皇帝の援助を受けることになった。通史の編纂は一個人の手に餘ったのである。司馬光が侍臣として仕えていたこの英宗が歴史好みの皇帝であったことが△通鑑Ⅴ成立の大きな推進力になった。皇帝の側も通史を欲していたのである。かくして英宗は司馬光に次のような便宜を與えた。(一)通史編纂のために史局を設置。(二)宮廷の藏書の自由な閲覧。(三)有力なスタッフの編纂參與。(四)一切の必要經費の支出。皇帝の援助は治平四年(1103)英宗の死によって即位した神宗の代になっても續いた。神宗はまだ出来あがないうちから△資治通鑑Ⅴという名と御製の序まで與えたほどである。その他司馬光は種々の特典を受け、遼英殿における進講の榮譽も賜わっている。

しかしながら、幸先のよいスタートにも拘わらず、史局の設置と符合するかのうちに皮肉にも司馬光を取りまく政治状況が波立ち始める。通史着手後三年、即ち熙寧二年(1069)、即位して間もないこの青年皇帝は、王安石を抜擢し制置三司條例司を置き、世にいう新法を次々と斷行していったのである。司馬光は極力これに反對し、王安石と激しい論争を重ねその弊を度々上奏するが、ついに神宗の意を曲げること出来ず、その意を慰撫せんとして與えられた樞密副使の職を蹴り、熙寧三年(1070)、端明殿學士を以て永興軍宣撫使として外に出て中央

から退く。言聽かれざれば去るといふのがこの時代の士風であった。翌年春、許州に移されるが彼は赴かず、西京留守臺の職を請い、許されて洛陽に歸る。時に熙寧四年四月、西京留守臺とは、執政や重臣達の休老養疾の閑職であった。熙寧七年(1076)、求言の勅が下った時、感泣した司馬光は沈黙するに忍びず六事を開陳したことを唯一の例外として、これより司馬光は口を閉ざして復た新法を論ぜずと△通鑑長編Ⅴに云う(卷二百二十)。そうすることによって△小人の禍Ⅴを避けたのであろう。この間、元豐八年(1086)、神宗没して宣仁太后垂簾の政を行い、信望厚い司馬光を中央政界に返り咲かせるまで前後六たび官を遷ったが、司馬光はそのつど書局を隨えて赴いたという。元豐七年(1086)の△通鑑Ⅴ完成に至る十五年間、彼は洛陽にあって修史に没頭した。

△通鑑Ⅴの制作が殆ど新法實施の時期と重なっている事實は重要である。宣仁太后攝政による政界復歸に至る十五年間、舊法黨の領袖司馬光は事實上失脚しており、かつ新法の實施を切齒扼腕して傍觀せざるを得なかつたのである。このような状況が、どういふ形にせよ△通鑑Ⅴに何ら影を落とさないと考えることほど非現實的な考えはないであろう。翰林侍讀學士司馬光にとって、現實の場における君主に對する規諫こそその任務の大なるものであり、そこにこそ彼の生甲斐も存在理由もあったのである。今や規諫の道は封じられ、自己の思いを託すのは歴史叙述しか残されていない——かかる状況は我々にあの漢の大史令のことを想起させずにはおかない。

△史記Ⅴと十世紀を隔てて現われた△通鑑Ⅴとは、通史という一項を除いてあらゆる點で好個の對照をなしているが、著作時の著者の置かれた状況には歴史の暗合とでも云うべき不思議な一致がある。この

漢代の性喪失者もまた行爲の場を奪われ、表現行爲以外におのれの生を確認する場は残されていなかった。むしろ Δ 史記 ∇ 着手後ふりかかっていた李陵禍は Δ 史記 ∇ の全てを決定したのではなく、この大世界史を成立せしめたものは漢帝國の擴がりと著者の才であったが、不幸な體験がなかったとしたら Δ 史記 ∇ はもつと違ったものになつていたのであろう。論贊に散見する激辭、そして歴史家司馬遷のマニフェストと云うべき列傳第七十太史公自序の制作にその痕蹟は明瞭である。皇帝の恣意に對する Δ 憤 ∇ は何よりも個人的怨念の地平を離れて、人間を深い所で凝視する視座を與えたはずである。

いま私はここで所謂 Δ 發憤著書の説 ∇ をそのまま Δ 通鑑 ∇ にあてはめようとするのではない。しかしこの時司馬光にも Δ 憤 ∇ があり、 Δ 鬱結する所 ∇ （太史公自序）があつたに違ひないのである。問題はそれの際彼の Δ 憤 ∇ がどこに噴出したかということである。云い換えれば、一方の極に新法の施行という沸き返つた現實があり、一方の極に靜まり返つた歴史的世界が横たわつてゐるというその引き裂かれた Δ 現實 ∇ の中で、ひとりの官僚にとつて通史編纂はどういう意味を持つていたかという問題である。その歴史叙述に新法への怒りをこめて再び現實に投げ返すという回路は容易に想像されるところである。しかし事はそれほど單純ではない。

なるほど、 Δ 臣光曰 ∇ で始まる論贊には歴史事象に假託して暗に新法を攻撃している言辭は散見するが（ Π — 三 で言及する）、 Δ 通鑑 ∇ の本文そのものは歴代の史書に例がないほど Δ 事實 ∇ を執拗に追求しているのである。論贊で史家の個人的な見解を述べ、本文では Δ 事實 ∇ の影に自己の姿を潛めるといふのは、何も Δ 通鑑 ∇ に限つたことではなく中國歴代の史書の通例であるが、 Δ 通鑑 ∇ の場合 Δ 事實 ∇ へ

の傾斜がとりわけ顯著なのである。司馬光は史實の選擇に際して、ひとつの史實に二種以上の典據があつた場合、それらを比較論證して史實の精確さを期すという極めて Δ 實證的 ∇ な方法で臨んでいる。ところが奇妙なことに、そのような操作はいわば舞臺裏の作業であるにも拘わらず、彼はそれを敢て公開してゐるのである。 Δ 通鑑考異 ∇ 三十卷がそれである。 Δ 通鑑 ∇ の事實尊重主義は世に喧傳されており、實際 Δ 通鑑 ∇ の史實は信憑性の高いものであるが、史家としてより精確な史實を追求することはむしろ當然であつて、司馬光に限らず姿勢としては歴代の史家が目指した所であつた。ただ彼等はその手の内を見せなかつただけである。私は Δ 通鑑 ∇ の客觀主義そのものより、むしろ彼がそれを Δ 考異 ∇ という形で Δ 通鑑 ∇ と共に上梓せんとした事實の方が重要であるように思う。客觀主義そのものより、客觀主義の標榜の方に注目したのである。 Δ 通鑑考異 ∇ は新法に對する Δ 憤 ∇ とは無縁で、それどころか一見正反對の方向のように見えながら、實は兩者は見えざる糸でつながつてゐるように思われる。

すでに中央政界から退き Δ 通鑑 ∇ に没頭していた時、司馬光には Δ 通鑑 ∇ を當初の目的通り一個の史書として自立せしめねばならぬという要請と、歴史事象を借りて新法を批判し廢棄に至らしめねばならぬという要請との葛藤があつたと想像される。こういう場合中國の史書は便利なもので、自己の見解の吐け口として論贊という場が設けられてゐるから、毀譽褒貶の許される論贊で新法批判の論陣を張り、本文で事實を排列すれば彼のディレンマも難なく解決するように見える。わざわざ Δ 考異 ∇ を設けて事實尊重主義を標榜する必要はないのである。私はそこに意識家司馬光の綿密な配慮を見る。 Δ 通鑑 ∇ が新法施行の渦中に、舊法黨の領袖によつて書かれたといふ事實をここで

もう一度想起したい。しかも隠微な形ではあるが、通鑑は新法批判の言辭を内包している。このままでは、通史が完成した曉に人がこの書を指さして、私憤の餘りになった偏向の書という評價を與えることは充分に豫測される。そうなれば一個の史書として當代はおろか、後世まで生き延びることは困難であろう。通鑑考異こそは豫想される誹謗から通鑑を救うための堅固な武裝であったのであり、敢て事實至上主義を標榜することによって彼は憤を鞘晦し、自己のデインマの活路を開こうとしたのである。

ただしかし、通鑑考異の持つ意義を新法との關わりという個人的レベルだけで捉えることは一面的にすぎよう。何よりも先ず、中國史學史の中に位置づける必要がある。史學史の中にどのような要請があつて彼に事實主義を唱えさせたのかという問題である。ごく大雑把に捉えてみても、記録者の主觀的褒貶によって事實そのものが曲げられた春秋より、^{補注}記録から記録者の主觀的判斷を論贊という形で追出した史記を経て、客觀的事實の雄辯性を考異によって保證せんとした通鑑に至るまで事實との葛藤の歴史は長い。そしてまた宋代における春秋學と考異はどう關わるのかという問題もある。更にはまた、思想史の文脈の中でも考察せねばならないであろう。宋代の學を特徴づける所謂理學は、中國思想史の中でも類をみない極めてメタフィジックな體系であり、自己の形而上學に忠實な餘り經書を歪曲したと後世非難されたほどである。そのような思潮とは逆に通鑑は事實に沈潛しようとしている。一方には觀念の徹底があり、一方には事實の徹底がある。この互に相反する思惟の方向は、例えば經と史との相違から由來するという説明だけで蔽い切れるであろうか。いま私はそれらの間に答える用意がない。

全て今後に期すべき問題である。

三、編纂の意圖

司馬光の通鑑編纂の意圖は、次の諸篇の中に云い盡くされてい

る。「毎に思う、遷固以來、文字繁多にして布衣の士よりしてこれを讀むも偏からず、況んや人主、日に萬機あるに於てをや、何ぞ周覽するに暇あらんや、臣常つて自ら揆らず、冗長を刪削し機要を擧撮せんと欲す」(進書表)

「前世の史は、太史公記す所より下は周顯徳の末に至るまで、簡策極めて博く科擧に於て急に於る所にあらず、故に近歲の學者讀まざるもの多く、能くこれを道う者有ること鮮し」(十國紀年序)

「春秋の後今にいたる迄千餘年、史記より五代史に至る一千五百卷、諸生年を歴るも能くその篇第を竟るなく、世を畢るもその大略を擧ぐる能わず、煩を厭い易きに趨り、行くゆくは將に泯絶せんとす」(劉恕・通鑑外紀序)

今これらを整理してみると、編纂に際して司馬光にはおおよそ次のような問題意識があつたように思われる。(一)從來の舊史は龐大にして繁雜、かつ斷片的であり、古代より五代に至る歴史の流れを通覽することが困難である。(二)君主の治道に有効な通史が存在しない。(三)當今の士大夫は歴史を學ぼうとはせず、また彼等が讀むに便利な通史が存在しない。

以上の各項についていまま少しコメントを付してみよう。(一)の通史待望は、司馬光個人の欲求以前に先ず時代の要請としてあつたことはすでに略述した。(二)はこの通史が單に前代の事蹟をその時代の責任に

おいて統一的に整理し、次代へ傳えるだけのものではなく、むしろ現在からの要請で書かれたことを證し立てる。むろん、力點は(一)に置かれてゐる。△史記▽は「後世の聖人君子」(太史公自序)が現われるまで名山に隠れねばならなかったが、△通鑑▽の讀者は誰よりも先ず當世の聖人君子たる皇帝であつた。司馬光は君主に規諫を呈する位置にある自己の視座から、前代の歴史事實を再構成して皇帝に提供せんとしたのである。

司馬光は出來上つた部分を神宗に進講しているが、當代の治道に有益であつたかどうかは甚だ疑わしい。果たして神宗は本心からこの通史に期待をかけていたのであろうか。まだ完成してはいないうちから△資治通鑑▽という名と序文と豊かな生活の保障を與え、苟悦の△漢記▽よりも出來映えがよいと激賞し、その完成を促すために頌邸の舊書二千四百卷を借與し、完成するや司馬光を資政殿學士に取り立てた事實は、通史完成に寄せるこの青年皇帝の並々なぬ期待のごとく見える。しかし逆に云えば、異常とも思える過度の期待である。實はそれは、正論ばかり展開することの口のうるさい、だが不思議に士人と人民に信望の厚い硬派の官僚を、態よく政治から遠ざけるための方便ではなかつたか。革新の氣に溢れた若い獨裁者にとって、過ぎ去つた事柄よりも財政の窮乏と官界に弛緩のきざし始めた宋帝國の行末の方がはるかに強い關心事であつたはずである。王安石に充分その行政手腕を發揮させるために、舊法黨の領袖と目された司馬光を文字の間に老死せしめんとする腹が神宗にあつたと考えざるを得ないのである。

これは私ひとりの推測ではなく、夙く先人も指摘してゐる。
ところで、△通鑑▽は「往事に鑑み治道に資あり」(胡三省・音註通鑑序)という題名からして帝王學の性格は明瞭だが、皇帝の治道に資

するためのみ編まれたのではない。治道は皇帝ひとりでは成就され得ず、皇帝とその支配の代行者である廣汎な官僚を俟つて始めて成立するものである。従つて皇帝はいかにあるべきかという問題は、士大夫はいかにあるべきかという問題と分ちがたく結びついている。△通鑑▽のライトモチーフは帝王と臣下の道であり、その期待された讀者は皇帝ひとりではなかつたのである。ただその際、支配のテキストである△通鑑▽に人民からの視點が脱落しているのはいうまでもないとしても、官僚は専ら對君主關係において捉えられており、對人民の視點が設けられていないのは、皇帝獨裁制という時代背景と、皇帝に諫言を呈する立場にいた著者の位置取りの然らしめる所であつた。

ところが現實には、先に引いた△十國記年序▽からも知られるように、一般の士大夫達は、史學の學習は科學の急務ではなく、かつまた治道に有効で讀むに便利な史書がないという理由から、殆ど史書を手にする機會がなかつた。史書と士大夫が互いに疎外しあうという悪循環がそこにあつたのである。△經▽と△史▽の讀書は歷代中國の知識人の責務であつたが、六朝△唐代の一般の知識人にとって△史▽の讀書は、△史記▽は別格として△漢書▽かあるいはせいぜい△後漢書▽△三國志▽止まりであつた。彼等自身に歴史を知る意欲が乏しかつたのではなく、版本が普及していなかったことがその大きな要因であつた。五代に入つて印刷術が起るが、史書の刊行は政府の事業として始められる北宋まで待たねばならなかつた。しかし正史の殆どが印刷された北宋ですら、まだ部數も少なく従つて廉價であつたと思われず、一般の知識人にはまだ手が届かなかつた。他ならぬ司馬光自身でさえ、「宋より隋に訖る正史、并びに南北史」を細視する機會が與えられていながつたのである。正史でさえこのような状態であつたか

ら、他の群小の史書は推して知り得よう。それらは宮廷の書庫と専門家の書齋に眠っており、一般の知識人にとって自國の歴史の全貌はいうに及ばず、近世の斷片的な史實すら知りようがなかったのである。司馬光がそれらの大部な史書を嚴正に取捨選擇し、千三百六十餘年の治亂の跡を二百九十四卷にまとめ上げ、少數の専門家の占有物から多くの讀書人の共有物へと開放した功績は高く評價されてよい。

△通鑑Vの刊行は著者の生前からすでに宣仁太后から勅令されていたが、この書が當の北宋においてどれだけ廣く讀まれたかは甚だ疑問である。△通鑑Vが始めて成った時、ただ王勝之ひとり借りて一讀したが、他の人はまだいくらかも讀み進まないうちに欠伸して睡氣を催したという。そのヴォリュームに恐れをなしたのである。また、讀まねばならぬ書という評價がまだ確立していなかったせいもある。南宋に至り、朱子が空論よりも事實を尊重せよという主張のもとに△通鑑綱目Vを書くに及んで、この書の評價は決定した。彼のこの主張は以後の儒學に繼承され、朱子學の退潮と共に△綱目V自體は閑却されても、その原本である△通鑑Vは君臣の餘らざる理法を示すものとして必讀の書と意識されるに至ったのである。しかしながら、當の北宋においては君臣ともにさほど尊重されず、後世において喧傳されたのは、著者の意に反した歴史のイロニーと云うべきか、全て名作の迎運命と云うべきか、あるいはそこにこそ著者の秘められた遠大な真意があったと解すべきか、にわかには斷定し難い。

II 資治通鑑論

一、形式について

△通鑑Vは紀傳體を採らず、それより遙かに古いスタイルである編年體で書かれた。△史記Vが出現して以來、それ以後の正史は全て紀傳體で書かれることになったが、荀悅の△漢紀V、袁宏の△後漢紀V等、編年體の史書もそれと並行して歷代編まれた。しかしそれら群小の斷代史は△通鑑Vが出現するまで、紀傳體に奪われた史學の主流の座を奪い還すことは出来なかった。

さて、司馬光が編年體を選んだのは、時間繼起の連鎖によってひとつの歴史の場を提供する編年體の方が歴史を通覽するのに便利であるからであった。しかし紀傳體が發掘した人間學の成果も充分攝取し——國家の興亡と共に個人の生死についても△通鑑Vは紙數を惜しんでいない——また文化史、制度史、經濟史等もその一筋の太い流れの中に取り込んでおり、すでに十世紀の傳統を持つ紀傳體を全く無視したわけではない。紀傳體の祖△史記Vを巨大な建築に喩える時、△通鑑Vは壯大なポリフォニーに比すことができよう。

ところで彼が編年體に據ったのは、技術的な問題の他に今ひとつ内的な動機があったからだと思われる。宋代は古典を従來の訓詁にとらわれず、自己の眼で内在的に解釋せんとする學風の起った時代である。史學の分野でも△春秋Vの新しい解釋が盛行するが、司馬光はそらうした古文復興の波に乗り、歴史記述の方法そのものをもう一度古代に還さんとしたのである。△通鑑Vはいわば古史の繼承と復活であ

り、また同時に父祖傳來の形式に依りかかりすでに形骸化しはじめていた紀傳體に對する批判であつた。彼はその直前に完成した八新唐書Vや八五代史記Vには目もくれず、司馬遷を「好奇」と黜けて八史記Vを飛び越え、八春秋Vよりも事實主義の八左傳Vに範を求めたのである。しかも單に編年體の準據に留まらず、文體においても八左傳Vに擬しているところがある。八通鑑Vにおける時間の溯及法である「初……」という書法、また「……從此始」、「請死」「請罪」という表現、あるいはまた胡三省の云うように八通鑑Vが某人の破滅の前にその原因を書くのも八左傳Vの體例であろう。八春秋Vに倣わなかつた理由のひとつは、聖人でない限り毀譽褒貶はなし難く、むしろ事實を直書して讀者の判斷に委ねるべきだという信念が彼にあつたからである。

司馬光がこのように八左傳Vを強く意識したのは、その體裁に倣わんとしたためばかりではなく、八左傳Vを直接繼承しようとする意圖があつたからである。即ち、彼は八左傳Vの終つたところから書き始めていたのである。八左傳Vの終りは知伯の滅亡した周の定王十六年(前453)。八通鑑Vの始まりは周の威烈王二十三年(前403)。ところが八通鑑Vにおける二十三年の事蹟は、知伯を滅ぼし晉を篡奪した韓・魏・趙の三氏を周室が諸侯と認めたことと、「燕湣公薨、子嵬公立」のふたつだけであり、あとは八左傳Vの末段まで溯及して知伯の滅びに至る経過と原因、及び三家の興隆の記述に費されている。従つて八左傳Vと八通鑑Vとは時間的には斷絶していない。八春秋Vの終りから始めなかつたのは、八經Vに續けることは自己と聖人とを同じレベルに置く不遜な行爲と考えたからであつた。同じ宋人でも八春秋Vを「斷爛朝報」と罵倒したと云われる王安石とは對照的であり、司馬

光と同じく八春秋Vを崇拜し八春秋Vを繼ぐことを父から遺命された八史記Vの作者が、ついに八春秋Vを呑み込んでしまつた態度とも著るしく對照的である。八經Vと皇帝の不可侵性は司馬光において一體であつたのであろう。

さて、司馬光が八左傳Vの終りから書き始めたのは、八通鑑Vを八左傳Vに接合させることによつて、八左傳V||八通鑑Vという通史を構想したからであつた。八左傳V空間と八通鑑V空間とが連續するためには、後者は前者と異質の體裁であつてはならず、さればこそ宋代における古史の復活という一見アナクロニズムに見える形を冒して彼は八左傳Vに倣つたのである。従つて八通鑑Vはその構想において、魯隱公元年(前722)に始めを託した、千六百八十餘年の歴史を包括する通史である。

時代は連通管のようなものであり、外見上異質と思われる事象の間にも精神の原理としては共通のものが存在するはずである。八通鑑Vが八左傳Vを直接繼承したことはまた宋學と深く關わりあつてゐる。即ちこの繼承は宋學の諸性格のうち、(一)原典主義、(二)道統、(三)正統主義、の史學における反映である。(一)についてはすでに略述したが、司馬光にとつて歴史の祖は八春秋Vと八左傳Vであり、それ以外の史書は八史記Vであれ八漢書Vであれ、本流より分れ出た支流にすぎなかつた。まさしくその氣宇壯大な構想力において八通鑑Vは史學部門における宋學の一大成果であつたが、八春秋Vや八左傳Vそれ自體を飛び越え、獨自の形式で太古以來の歴史世界を再構成しえず、八左傳Vの壁の前で立ち止まらざるをえなかつたのは、司馬光と宋學の限界であつた。漢代に司馬遷が空前の世界史を書いた時、紀傳體という全く新しいスタイルを創造し、八春秋Vや八左傳Vをその世界の中に包み

込んでしまったのは、彼の新しく巨大な精神が時代と古い形式とを突き破らざるをえなかったからである。同じく古今を包括せんとする通史を試みながら、司馬光はその時代と八經Vとを越えることができなかったのである。

次に(二)について。道統とは云うまでもなく、先王の道を断絶させてはならず、その道を繼承して代々傳えて行くのが知識人の責務であるという持續意識の謂である。宋學の先驅者と云われる韓愈は八原道Vの中で先王の道の傳統とその断絶を説き、明確な形で道統の説を提起したが、この説は宋代、周・程等によって繼承せられ、朱子に至って確立されたことは周知の通りである。道統の説は朱子になるとより明確なより局限された系譜となるが、そもそもは廣く聖人の道の傳授という持續意識の謂であり、司馬光の八左傳V繼承は史學における道統の實踐と云える。彼は孔子||左丘明の次に自己を位置づけることによつて、正統的史學の傳統を恢復しようとしたのである。道統の説はまた正統主義と結びついている。

よく云われるように、宋學とはまた道佛の八異端V二教に對する儒教の正統性の宣言であつた。所謂八三玄Vを愛讀した六朝の貴族にとつて、儒教的な價值は必ずしも唯一絶對のものではなかつた。佛典を八内典Vと云い經書を八外典Vとする呼稱の中にも儒教の權威の失墜を見ることができるが、この價値の混亂と根本精神の忘却は唐代に入つても基本的には變わらず、太宗の勅令によつて八五經正義Vは編まればしたが、儒生達はその枠内から出ようとはせず、却つて儒學の停滞を招いた。一方、佛敎の側では精密な理論構成が完成し、禪も起こり始めていた。かかる儒學の混迷と價値の混亂状態に對し、中國の學としての儒教の正統性を主張したのが韓愈であつたが、彼の精神を繼

承し儒敎の場で道佛二教を止揚統一することによつて儒敎そのものを補強し、その正統性を復權させたのが宋學であつた。

同じように八通鑑Vの八左傳V繼承は、紀傳體に對する最も正統的な史體である編年體の復權の試みであつた。むしろ司馬光には、儒家が道佛を異端として排斥したほどの紀傳體に對する敵對意識はなかつたであろう。しかし本流であるべき編年體が支流の紀傳體に壓倒されて衰微しているという意識はあつたはずである。八通鑑Vは八左傳Vと直結することによつて、八史記V||八五代史記Vの紀傳體に對抗し、八春秋V||八左傳V||八通鑑Vという編年體の系列を確立し、一舉にその失地恢復をはかつたのである。

二、書法について

八通鑑Vの標榜している主題は、「歷代君臣の事迹」と「國家の盛衰」と「生民の休戚」との古今を貫く姿であつたが、司馬光の照準は「歷代君臣の事迹」、即ち君主のあり方、臣下のあり方に置かれている。いわば最前景に「歷代君臣の事迹」があり、その後「國家の盛衰」が置かれ、「生民の休戚」は更にその背後に覆んでいるというのが八通鑑Vの構圖であつて、司馬光は「國家の盛衰」も「生民の休戚」も全て君臣のあり方如何にかかっていると考へていたように思われる。八通鑑Vの構造もそれと對應しており、その叙述は、史書としては異例なほど夥しく採録された臣下の上奏に對して、君主がいかに受けとめたかという形で展開されている。むしろ、臣下の行爲や君主の發言がないわけではない。しかし八通鑑Vはその構造として、臣下の長々とした規諫の部分と君主を中心に動く出來事の部分から成り立っているのである。

この二元性は、ペロポネーソス戦争を目のあたりにしたアテネの史家の歴史叙述を想起させる。ここで私はA通鑑VとA戦史Vとを無媒介に結びつける積りは毛頭ないが、古代ギリシャ世界最大の戦役を記録するに際してとったツキユディデスの方法も、やはり緊張にみちた二元的な構造をもった叙述形式であった。A戦史Vは春夏秋冬の時間経過に従って並べられた出来事の部分と、危機に面して決断を迫られた各國の政治家の演説の部分から成り立っているのである。それは、著者の中の政治的豫断と、動かすことのできない結果的事実との矛盾相剋の反映であるが、彼は歴史の眞實とは行動的事実のみによって成り立つものではなく、言葉にあらわれた知性の營みとの両面から捕捉されねばならないと考えていたのである。言葉と行爲、演説と決議、理論と實際、豫断と結果等々の二元的對置によって、A言VとA事Vについて明確な方法的自覺をもっていたこのヘロドトスの後繼者は歴史の眞實に迫って行ったのである。

中國でもA言VとA事Vとの區別は夙くから意識されていたようである。A禮記V玉藻篇に「動けば則ち左史これを書し、言えば右史これを書す」とあるのがそれで、ここから事に關するものはA春秋V、言はA尙書Vと區別し、歴史を記言の史と記事の史とに分けるようになった、とA史通Vの作者は云う(卷二、載言第三)。A左傳Vを経てA史記Vに至り、その兩者を綜合した歴史記述の試みがなされたと思われるが、A通鑑Vは意識的にA言VとA事Vとを分けるだけに留まらないで、兩者の葛藤の中に歴史の普遍的な理法を探ろうとしている。

上奏文はふつう規諫者の現状把握から始められる。そこには出来事の叙述からだけでは知りえない歴史事實が呈示される。従つてA言V

は規諫者の主観によって切り取られた世界とはいへ、別の角度からA事Vを補足するものである。しかし、上奏は具體的な歴史事實を補うだけではない。秀れた上奏には時代の制約を越えた普遍的な君主のあり方、臣下のあり方が示されていると司馬光には意識されていた。例えば、彼が唐の陸贄の上言をあれほど長く執拗に採録したのは、そこに古今を通じて渝らぬ眞理を見出したからであろう。

しかしながら、上奏文の挿入は、たんに行爲と言葉との並列的な對置による歴史世界の描出に留まるものではない。上奏とは君主の治道に對する批判であり、現状の否定のあと、かくあらねばならぬという營爲が續き、さもなくば悪しき結果に陥るであろうという豫断によって結ばれるのが常である。従つてそれは、君主の態度如何によつて歴史を變える可能性を孕むものである。司馬光は上奏と君主との關係を極めてディアレクティクな緊張に満ちたものとして捉えている。彼は秀れた上疏がいかに未來を先取りしており、聴く耳をもたなかった君主がいかに現實から復讐されたかを克明に跡づける。例えば、卷七十五、魏紀七、邵陵厲公嘉平四年、魏の諸葛誕は吳討つべしとの議を起す。司馬師の諮問に對して口を開いた尙書の傅嘏は、事細かにその不利を上言して反對するが、司馬師は耳を借さず、大軍を吳に派兵して大敗を喫す。司馬光はその敗戦の原因を自ら語らず、傅嘏の豫断の中に語らせ、この場合、司馬師が傅嘏の具申に耳を傾けておれば敗戦はありえず、歴史は別の展開を辿ったかも知れないと暗に仄めかしているのである。

次にA通鑑Vの書法について述べる。(一)事件を連鎖として捉える、(二)附加、(三)挿話、(四)對照、等がその主要な方法である。先ず(一)について。A通鑑Vは斷片的な歴史事實の時間繼起による羅列ではなく、そ

れぞれの事柄はその位置が互いに隔つていても因果關係の糸によって結びあわされている。司馬光は結果だけを記すのではなく、王朝の滅亡、個人の破滅の原因を追求する。先に引いた傳綬の豫測と魏軍の大敗が示すように、多くの場合原因は臣下の諫言の中に呈示されている。また、その原因を豫め伏線として潛ませている場合も多い。△通鑑△は遁走曲のように多くの獨立した事柄が未解決のまま並行して呈示される編年體であるから、或る事柄の原因と結果の間にそれとは無關係な他の事蹟が挟まれており、熟讀しないと原因と結果の連鎖がとらえがたい。胡三省は親切にも、さりげなく述べられている原因の箇所に必ず「……張本」という注を入れ讀者の注意を喚起している。また、原因と結果とを時間の順序に従って書く方法だけでなく、時間の懸隔を飛び越えて兩者を直接結びつけたり、先に結果を書きその後原因を記している書法もあり、これらの場合因果關係は明瞭である。更にまた△通鑑△は原因と結果の兩極を呈示するだけでなく、その間のプロセスも詳細に跡づける。特に陳王室の滅亡の叙述は詳細を極めており、後唐の滅亡の記述もその必然性をひとつひとつ積み上げてゆく精緻なものである。

(二)の附加について。△通鑑△は編年體であるから、その記述は時間の順序に従うことを原則とする。しかし時にはひとつの事柄をふくませるために時間を無視し、過去に溯ったり未來を先取りしたりして、當該の事柄に接合させる場合がある。この書法は事柄本位であり、時間を軸とする編年體と矛盾するが、袁樞の紀事本末體はこの方法を發展させて行ったものであろう。

(三)の挿話も附加的手法の一種であるが、後者が當該の事柄を時間的空間的に連書し、單にそれを補足敷衍するのに對し、これは全く別の

角度から本件を照射する。挿話そのものは客觀的事實であるにしても、その置き方の中に史家の主觀的判断が働いている。

次に(四)の對照について。この方法は(甲)次にそれと全く對照的な(乙)を置くことによって、(甲)を際立たせたり(乙)を互いに鮮明にせんとするものである。項羽と劉邦の對比はその典型的なものである。卷九、漢紀一、高帝元年十一月の條、民の期待を一身に集めた沛公の叙述のあと、秦卒二十餘萬人を阮にした非情な項羽の姿が描かれる。これは△史記△以來のいわば古典的な對比であるが、兩者のこのような相異の中に、史家は沛公の興隆と項羽の没落を見て取っているのである。

以上、△通鑑△の方法について略述した。これによっても、△通鑑△が選擇された事柄を時間繼起の軸に沿って單純に排列したのではないことが知られよう。單純どころか司馬光は極めて綿密に排列し直しているのである。史書において純然たる客觀主義はそもそも存在しえないが、△通鑑△の客觀主義といっても個々の事實に精確さを期しただけの、いわば括弧つきのものであることに留意する必要がある。嚴密に云えば、その個々の事實それ自體からして司馬光が直接目撃したものは固よりなく、そうした無數の事實の選擇過程にも彼の主觀が混入せざるをえないし、右に述べたように選擇された事實の再構成に至っては、ニーチェに倣って云えばこれはもう司馬光個人の世界解釋と云っても過言ではない。司馬光が編年體を選んだのは、精確な史實の記述を目指した彼にとって紀傳體は著者の主觀を大きく含みがちな體系であったからだ、という説があるが、實はその逆で、枠組の固定された紀傳體の方がむしろ自由に書きにくかったからではなかったらうか。すでに述べたように△通鑑△は事實主義を標榜しているだけであって、私には△通鑑△は著者の見識によって△事實△を切

つていふという意味で、逆に主觀臭の強い史書のように思えてならない。少なくとも△通鑑▽を客觀主義という視點からのみ捉えるのは皮相な見解であり、△主觀▽からの視點、更に△客觀▽と△主觀▽のデアレクティブとして捉える視點が必要であると思う。選擇や再構成の際に顯在化する彼の△主觀▽の形については更に詳細に論證する必要があるが、今後に俟つことにしたい。

三、△臣光曰▽について

周知のように△通鑑▽もまた中國歴代の史書と同じく論贊をもっている。ただ、正史のそれが巻末に置かれ、おおむね個人や制度の全體に對して論評されたのと異なり、編年體に據つた△通鑑▽の論贊は個々の歴史事象を任意に切り取つて批評を加えている。△左傳▽の△君子曰▽で始まる自由な批評形式に倣つたのである。しかしその批評對象は専ら君臣に關する事蹟——とりわけ君主のあり方が壓倒的に多いが——に集中されており、文化史、制度史、經濟史プロパーの批評は殆どない。司馬光は△史臣▽でも自由な△君子▽でもなく、皇帝の△臣▽に他ならない自己の立場から逸脱しようとはしないのである。評者の位置の曖昧な△贊曰▽△論曰▽ともしなかつた所以である。また、その字數も正史のそのようにはぼ一定しておらず、小は數十字から大は數百字まで幅があり、かつ、論贊の全てが司馬光のオリジナールとは限らない。全二百十數篇の批評のうち、約半數は歴代の思想家・歴史家の説を援用しており、△臣光曰▽は百十七篇である。つまり、彼の云わんとする所の半分はすでに先人の言に云い盡くされていることになる。その先人の選擇の中にも彼の傾向が現われているように（例えば最も多く採られた班固の十五篇に對して司馬遷は二篇しか

ない）、その歴史批評は傳統的な儒者の最大公約數の枠内に留まっている。しかし、却つてそこにこそ奇を衒うことを嫌つた司馬光の眞骨頂があるように思われる。彼は自己の思想の凡庸さについては先刻承知していた。△迂書▽辯庸などを讀むとその凡庸さに居直つてさえない。歴史家司馬光は、一見獨創的と思われる思惟の風化を多く見てきたに違いない。彼が△臣光曰▽の中で提出したのは、個性的で斬新な思想でも何でもなかつた。彼が目指したものは、歴史の流れの中で淘汰されて生き延びたもの、萬人にとって妥當と思われるあり方であつた。それを普遍性と呼んでもよく、また凡庸さや迂闊さと呼んでもよい。彼は秀れた創造者ではなかつたが、忠實な祖述者であつた。このような思想家が新法に對して△保守反動▽の側にまわらざるをえなかつたのは當然の成り行きであつたし、自分に最も適わしいジャンルとして歴史記述を選んだのもまた當然であつた。

今ここで私は、△臣光曰▽を拾い集めて司馬光の思想を再構成する積りはない。彼のトータルな思想については、その浩瀚な文集や他の著作を讀み了えた段階で提出したい。また、△臣光曰▽の論理が時代に對してもつ有効性についてもいま檢證する用意がない。ここでは、△臣光曰▽に現われた彼の歴史意識と君臣觀の二點について祖述を試みたいと思ふ。

司馬光の△易▽好みは廣く知られている。特に彼が敬慕した揚雄の△太玄經▽には注を書いているし、晩年△太玄經▽に模して△潛虛▽まで書くほどの癡りようである。司馬光における△易▽と歴史への傾倒は暗示的であるが、ここでは△易▽を媒介にして彼の時間意識を導き出すに留めたい。要するに△易▽は循環論である。△潛虛▽では一層明確であり、その△元▽から△齊▽に至る五十五の掛は圓環として

圖示されているし、人の生はA虚Vに始まり様々の曲折を経て再びA虚Vに返ると説明されている(名圖)。これは一見時間の推移を説くかに見えながら、實はこの世界を完結した統一體として極めて靜態的に捉える超時間的な思惟であり、このような思惟が歴史の場で展開した時、歴史は無限に變化發展して行くものという意識は生まれてこない。彼は歴史を變化の相ではなく、不易の相で捉える。有爲轉變の奥に不易なるものの貫通を見る。彼はそれをA道Vと呼んでいる(迂書・辯庸)。歴史とはこのA道Vの消長過程に他ならない。治世とはA道Vの實現された時代であり、亂世とはA道Vの忘却された時代の謂である。従つて各々の時代には堯舜の世が現出する可能性も、桀紂の亂世に陥る危険性もある。ここには、歴史の展開は人間の力では抗い難い運命によるという決定論はない。彼はあくまで人爲的努力によつて歴史は變革しうると考えている。これは彼個人の資質からくる史觀というより、宋代の氣風の反映であろう。このようにA今VもA古Vも同じA道Vの消長とすれば、過去の史實はもはやA今Vによつて乗り越えられた無用の堆積ではない。A今Vに働きかけA今Vを變革する可能性を孕むものである。A鑑Vとしての史書が成立する所以である。しかしながら、彼の歴史觀はそのような理想主義的な色合いを帯びているだけではない。また一方で卑小な保守主義とも手を結んでいる。彼のいうA道Vは理念として假空に存在するものではなく、あたかも萬物がA虚Vから生まれ出たように、堯舜禹という生身の人間存在から流れ出たものであり、再び萬物がA虚Vに歸り着くように、それぞれの時代はA古Vの聖王の治世に回歸して行かねばならぬものとして意識されていた。こういった過去の聖なる一點を理想と仰ぐ尙古主義と循環論の結合は何も目新しいものではない。ところが司馬光の場合

特徴的なことは、それだけに留まらず、その固有のA古Vの時間を歴史の各點にスライドさせているのである。前者のA古Vを假りに(A)とし後者を(B)とすると、價値の絶對的な源泉である(A)が本來は相對的であるはずの(B)にオーバーラップされ、(B)までも絶對化されているのである。

ここにA古Vは多元化され歴史に遍在するものとなり、A易VやA潛虚Vのあの壯大なサイクルは矮小化され、歴史は創業と守成のパートナーの循環となる。創業の時代は絶對化され、それを繼承した時代は祖宗の殘した法と制度とを遵守して行かねばならず、それらをむやみに改易することはA古Vに對する冒瀆に他ならぬ、というかなり論理に飛躍のある體系が出来あがる。彼はA臣光曰Vにおいてしばし創業の君主に課せられた任務の重大さを強調する。裏返して云えば守成の君の忠實さである。ところで、A通鑑VはA今Vに對するA鑑Vとしての史書であるから、この攻撃的な體系の簡先が、太祖の創業を守成して行かねばならぬにも拘わらず、變革の嵐の吹き荒れるA今Vに向けられているのはいうまでもない。ここに至ると尙古主義は明らかに保守主義と野合している。尙古主義そのものはA保守VでもA革新Vでもない。A今Vに生きる主體がA古Vとの懸隔を激しく意識した時、尙古主義は變革の思想にも轉化しうるのである。司馬光も元々A今Vに満足していたわけではなく、初めは熱心な改革派でさえあった。しかし王安石の新法は彼の企圖した改革のプログラムとは全く異なった地平から出現し、傳統的な儒者であった司馬光にとつてそれはA今Vの改惡としか映らなかつたのである。この問題は一義的に論じうる性質のものではないので、ここではこれ以上深入りしない。ここで私はただ、A臣光曰VにおけるA古Vの分裂は、新法によつて引き

裂かれた彼の△今▽からの苦しい要請であったと云うに留める。

次に△通鑑▽の中心の主題である君臣の義について略述したい。このテーマについても彼の論點は傳統的な君臣觀から大きく逸れるものではない。司馬光が△易▽と共に晩年いたく△禮▽を好んだこともよく知られている。(名臣言行錄卷七)。△臣光曰▽は、一言を以て蔽えば△禮▽の體系である。ところで△禮▽とは内なる徳性の表現であると共に、具體的な形式を踐むことによつてその徳性の涵養をも目指すものである。内面を重んじると共にあくまで形を離れないのが孔子の禮論であったが、それを繼承した孟子は内面へ傾斜して行き、荀子は外的規範としての△禮▽を強調した。司馬光が荀子の禮説を忠實に受け継いでいることは、論贊の劈頭を飾る有名な名分論の唱道によつても明瞭に知られる。そこで△禮▽が所謂正名の思想と結合していることからも明らかのように、彼にとつて△禮▽とは何よりも秩序の原理であった。君が君の分に、臣が臣の分に安んじることによつて招來されるであろう美しく整合的な世界は、例えば△潛虛▽體圖などに見ることができぬ。

しかしその各々の△分▽という枠組は、△法▽によつて護持して行くと同時に、また内的徳性によつて主體的に充填されねばならない。そうしてこそ始めて、君臣の紀綱は名實ともに成就されると彼は考えていた。彼は例えば△迂書▽士則において、君の臣における絶對性を父の子における絶對性になぞらえ、それらを天の絶對性に根據づけるという回りくどい仕方で皇帝權力の絶對性を擁護してはいるが、しかし窮極のところ彼は徳の有無を越えた君臣關係の絶對性を容認しているわけではない。「人君の徳不明なれば則ち臣下忠を竭くさんと欲すと雖も何によつて入らんや」(卷二十九、漢紀二十一、元帝建昭二年、論

贊)と云っているように、その君臣觀の基調は傳統的な「君臣義合」(禮記・曲禮)という相對主義であることは否めない。司馬光は帝王權力を絶對化しているとはいへ、その恣意は許しておらず、徳(仁・信・義)、明、聽納、禁欲、慎、といった様々な倫理的制肘を帝王に加えている。

一方、臣下の△分▽に充填されるべき内的倫理は、△忠▽や△節▽であることは云うまでもない。馮道論の中で「臣たりて不忠ならば、また材智の多、治行の優と雖も貴ぶに足らず、何となれば則ち大節すでに虧くるが故なり」(卷二百九十一、後周紀二、太祖顯徳元年、論贊)と云い、また同じ所で「臣の君に事う、死あるも貳なし、これ人道の大倫なり(……)臣愚以爲らく、正女は二夫に従わず、忠臣は二君に事えず(……)臣愚以爲らく、忠臣公を憂うること家のごとく、危を見れば命を致し、君過ちあれば則ち強諫力争し、國敗亡すれば則ち節を竭くして死を致す」と激越な調子で述べており、これは一見君の臣に對する絶對性、臣の君に對する片務的な義務を高唱しているかのように見える。しかしこのような激しい倫理は上に明君がいることを前提とするのであつて、無徳の君に仕えた場合でも、あの股の比干のように殺されるまで極諫せよと司馬光は云わないのである。

嚴しい名分論を提唱した司馬光は、そこにいわば△隱▽というひとつの窓を開けるのを忘れなかった。ここでいう△隱▽とは、文字通りの隱遁から囊括して物を云わない姿勢までを含める。要するに韜晦の謂である。このような士人の態度を彼は保身と區別して△明哲保身▽と呼び、忠臣に劣らぬほどの高い評價を與えている。むしろ△隱▽は遭遇した暗君と亂世とに餘儀なくされるものであつて、初めから△仕▽を拒んだ隱者は否定される。司馬光は亂世にあつてその終りを

全うした△隠Vの實踐者を數多く顯彰している。例えば、漢の社稷を存續せしめると同時に、暴君とは云えないが猜疑心の強い高祖の下でその身をよく全うした張良や(卷十一、高帝五年)、後漢末の混亂の中で誅を免れた士孫端(卷六十、獻帝初平三年)等である。また「功を成して能く返」き、△荆臺隱士Vと號した五代の梁震にも贊辭を惜しまない(卷二百七十九、潞王清泰二年)。

ところで、この△明哲保身Vの思想も司馬光が新しく提起したものではない。中國の傳統的な思想では、君臣は道を行なうために結ばれた一種の契約關係であり、道なき時は義絶つとして解消されるべき性質のものであった。父子の△ア・プリオリな結合とは截然と區別されていたのである。△明哲保身Vとは、「三諫して用いられざれば則ち去る、去らざれば則ち身亡ぶ、身の亡ぶことは仁人の爲さざる所なり」(説苑・正諫)とあるように、君臣の絶對主義を批判し、臣下の自由を保證する契機であった。△忠Vが國家權力の側から要請された倫理とすれば、△隠Vによる△明哲保身Vは臣下の側から要請された處世法と云えるが、絶大な皇帝權力を背景に持つ支配のテクニクである△通鑑Vが、一方で身の保全者を贊えていることは興味ぶかい。君臣の相對主義と共にその絶對性を強調した文獻も歴代多數存在していたにも拘わらず、司馬光が宋帝國において改めて△明哲保身Vを救い上げたのは、一體どういう理由によるのだろうか。この時代の士風ということもあるであろう。また△易Vを好んだ彼の個人的な資質から由來したと云えぬこともない。しかしそれだけでは根據として弱いと思う。△史記Vを専ら著者の個人的不遇から解釋することが安易にすぎると、△通鑑Vを新法からのみ解釋することの安易さを警戒しつつも、なお私はそこに新法の影を見ずにはおれない。例えば次の一文の

中に、時代に對する司馬光の△憤Vが潛められてはいないだろうか。

「天下に道あれば君子は王庭に揚げられ以て小人の罪を正す、而して敢えて服さざるものなし、天下に道なくば君子囊括して言わず、以て小人の禍を避く、而れども猶お或いは免れず、黨人、昏亂の世に生まれ、その位に在らずして四海に横流す、而れども口舌を以てこれを救い、人物を臧否し、濁を激し清を揚げ、虺蛇の頭を撻め虎狼の尾を斃み、以て身は淫刑を被り禍は朋友に及び、士類殲滅して國隨いて以て亡ぶに至る、亦た悲しからずや、それ唯だ郭泰すでに明且つ哲、以てその身を保つ、申屠蟠、幾を見て作る、終日を俟たず、卓としてそれ及ぶべからざるのみ」(卷五十六、漢紀四十八、靈帝建寧二年、論贊)

△通鑑Vが、新法黨が權力を掌握している渦中に書かれた以上、右の文章から、道なき天下(黨錮の世)△新法の天下、小人(宦官)△新法黨、黨人△舊法黨、郭泰・申屠蟠等△司馬光・范祖禹等、という△ナロジを司馬光が想定していたと考えることは根據のないことではない。隱微な文章や歴史に假託して當代を批判することは、古來中國の文人の常套手段であった。△通鑑Vは新法彈劾のためにのみ書かれたのではなかったが、司馬光は△通鑑Vの中にこのような文章を點綴することによつて、皇帝と士大夫と後世の讀者に、新法の悪とその禍を避けて洛陽に隠れた自己の正當性とを訴えたのである。また更に云えば、△忠Vの道を絶たれ、△明哲保身Vをその存在の根據とせざるをえなかつた司馬光は、△資治通鑑Vを書くことによつて皇帝への△忠Vを恢復せんとしたのである。(二九七、三、五)

注(1) ヨラールはその著△ヨーロッパの略奪V(一九六二年、未來社、小島

威彦譯)に云う、「東洋の諸民族にとつて没落という觀念は縁遠い。彼等には歴史の距離の感覺、歴史の遠近法が缺けている。(……)西洋の

歴史意識では古代・中世・近世の三つがはっきり區別されておりこれは西洋獨自のものである」(四十五頁)。「このような中世を全ての文化がもっているわけではない。(……)中世的中斷ということこそ、西洋にあっては決定的な意味をもつものであった。(……)支那人は彼等の歴史推移途上に何らの大きなときれも持たなかった」(百五十八頁九頁)。彼の説を全て承認するわけではないが、ここではただ、古代・中世・近世という西歐獨自の概念をそのまま無反省に中國史にあてはめようとする態度に疑問を提出するに留める。

- (2) 史記太古・漢、南史宋・齊・梁・陳、北史北朝の魏・齊・周・隋、卷數諸説あり。梁書武帝紀六百卷、隋書經籍志四百八十卷、舊唐書經籍志、新唐書藝文志六百二卷、史通六百二十卷、いま史通に従う。

- (4) 魏晉人は歴史に強い關心をもっていた。彼等の歴史好みはまた易老の流行と無縁ではなく、それはあたかも司馬光の易好みと不思議に符合する。魏晉人の歴史意識と易の關係については、本田濟易學Ⅴ(一九六〇年、平樂寺書店)二百十八頁参照。

- (5) むろん私はここで古代ローマ社會の没落と五代における貴族階級の没落とは同質だと云おうとしているのではない。しかし宋朝の成立が中國史における大きなエポックであったことは動かない事實である。

- (6) この時代に盛んに論議された正統論もそのような基盤なしには成立しえない。尤も正統論が如上にのぼったのは宋代だけでなく、漢代や東晉時代にも議論されている。それらの時代に通史が編まれたのは偶然ではない。正統論については神田喜一郎支那史學に現はれたる倫理想Ⅴ(昭和十六年、岩波講座、倫理想第十冊所収)が詳しい。なお司馬光の正統論については通鑑卷六十九、魏紀一、文帝黃初二年の論贊、及び溫國文正司馬文集卷六十一、答郭長官純書参照。小文では彼の正統論に言及する餘裕がなかった。

- (7) 詳しくは宮崎市定宋代の土風Ⅴ(アジア史研究四、昭和三十九年、京大東洋史研究會、所収)、吉田清治北宋全盛期の歴史Ⅴ(昭和十六年、弘文堂)参照。特に後者は宋代の學術を理學に偏することなく廣い地平で捉えている。

- (8) 英宗皇帝雅好稽古、欲觀前世行事得失、以爲龜鑑(司馬文集卷六十五、劉道原十國紀年序)。

- (9) 劉攽(前漢・後漢)、劉恕(魏晉・隋)、范祖禹(唐・五代)らは當時の碩學であった。通鑑編纂は叢目・長編司馬光の筆削というプロセスを踏んだが、長編までの基礎工事が助手達の仕事であった。彼等はひとしく王安石に忤つて左遷されている。

- (10) 私はかつて大阪市立大學文學部における卒業論文史記太史公自序試論Ⅴにおいて、人性Ⅴを剝奪され世界から追放された司馬遷は、自己の構築したロゴスの世界に列傳第七十として、記録者たる自己を刻印することによってその名と存在の不朽をはかったと述べたことがある。

- (11) 司馬光はまた論贊の中で自分の著述は褒貶の法を立てたものではないとわざわざ断わっている。「臣今所述、止欲叙國家之興衰、著生民之休戚、使觀者自擇其善惡得失、以爲勸戒、非若春秋立褒貶之法、發亂世反諸正也」(卷六十九、魏紀一、文帝黃初二年)。

- (12) 司馬光は史記が後世人誘書Ⅴという非難を浴びたことを通鑑の中に記している。「昔武帝不殺司馬遷、使作誘書流於後世」(卷六十、漢紀五十二、獻帝初平三年)。また司馬光自身もすでに通鑑制作中に新法黨の側から中傷されている(文獻通考卷百九十三、經籍考二十に引く胡致堂の言)。更にまた北宋末、通鑑は新法黨人によって歴史から抹殺されんとしたが、陳瓘の建議によって事無きを得たという(宋史卷三百四十五、陳瓘傳)。

- (13) E・H・カーは、歴史は現在と過去との對話だと云っている(歴史とは何かⅤ一九六二年、岩波書店、清水幾太郎譯)。通鑑は \wedge 今Ⅴ意識

の最も濃厚な史書のひとつである。

(14) こういう政策は今に始まったものではない。例えば太平廣記や文苑英華や冊府元龜の編纂といった宋初の文化事業は、不平を抱く舊臣を文字の間に老死せしめるためになされたと言われる（前掲八北宋全盛期の歴史V三十頁）。

(15) 神宗欲斥之、亦無可誣之愆、故陽稱承先志、督勵編摩、因以授之冗官、令其不得參廟堂之議（津藩版、資治通鑑序）。王安石や新法に對する憎惡に満ちているものの、私はこの藩主藤堂高猷の見解は卓見だと思ふ。

(16) 胡三省も云う、「爲人君而不知通鑑、則欲治而不知自治之源、惡亂而不知防亂之術、爲人臣而不知通鑑、則上無以事君、下無以治民、爲人子而不知通鑑、則謀身必至于辱先、作事不足以垂後」（音註資治通鑑序）。尤もこの一文は史記太史公自序の「有國者不可以不知春秋……」以下のもじりではあろうが。

(17) 以下の叙述は吉川幸次郎八宋人の歴史意識V（東洋史研究二四―二所收）を殆どそのまま踏襲している。

(18) 司馬文集卷六十二、與劉道原書。

(19) 同右卷五十一、奏乞黃庭堅同校資治通鑑節子。

(20) 胡三省・音註資治通鑑序。

(21) 胡注に云う、「温公作通鑑、不特紀治亂之迹而已、至於禮樂曆數天文地理、尤致其詳、讀通鑑者如飲河之風、各充其量而已」（卷二百十二、唐紀二十八、玄宗開元十二年）。

(22) 司馬遷好奇、多愛而采之、今皆不取（卷十二、漢紀四、高帝十一年、考異）。

(23) 因丘明編年之體、倣荀悅簡要之文、網羅衆說、成一家書（劉恕・資治通鑑外紀序）。

(24) 求請勸罪、帝不許（卷七十、魏紀二、文帝黃初七年）。

(25) 注(1)参照。しかし彼は全く八春秋Vの體例を無視したわけではない。

私は春秋學に暗い八春秋Vの痕跡をいくつか指摘してみる。例えば年號。西曆四百三年、桓玄は晉の安帝に迫って禪位せしめたが、通鑑は彼の年號に従わない。この間の事情を胡注は次の如く云う、「是年(403)三月、元顯敗、復隆安年號、桓玄尋改曰大亨、玄篡曰永始、元興之元改於是年正月、通鑑自是年迄義熙初元、皆不改元興之元、不與桓玄之篡、撥亂世返之正也」（卷百十二、晉紀三十四、安帝元興元年）。司馬光はまた八崩Vと八阻Vとを使いわけており、六朝の天子の逝去はおおむね後者である。

(26) 劉恕・資治通鑑外紀序、参照。

(27) 進書表、参照。

(28) 戰史については久保正彰氏の明晰な譯と秀れた解説（昭和四十一年、岩波書店）に負うところが多い。

(29) このような例は枚舉にいとまがない程であるがいま一例を挙げる。

(A) 上自即吉之後、奢淫自恣、多所興造、丹楊尹顏竣以藩朝舊臣、數懇切諫爭、無所回避、上浸不悅、竣自謂才足幹時、恩舊莫比、當居中永執朝政、而所陳多不納、疑上欲疏之、乃求外出以占上意、夏六月丁亥、詔以竣爲東揚州刺史、竣始大懼。胡注云、爲帝殺竣張本（卷百二十八、宋紀十、孝武帝大明元年六月）。

(B) 東揚州刺史顏竣遭母憂、送喪還都、上恩待猶厚、竣時對親舊有怨言、或語及朝廷得失、會王僧達得罪、疑竣譖之、將死、具陳竣前後怨望諂謗之語、上乃使御史中丞庾徽之劾奏、免竣官、竣愈懼、上啓陳謝、具請生命、上益怒、詔答曰、卿訕許怨憤、已孤本望、今復過煩思慮、懼不自全、豈爲下事上誠節之至邪。

(C) 及竟陵王誕反、上遂誣竣與誕通謀。

(D) 五月、收竣付廷尉、先折其足、然後賜死、妻子徙交州、至宮亭湖、復沈其男口（大明三年五月）。

(B)(C)(D)は連續して書かれていたが説明の都合上三つに區切った。(B)の王僧辨の死は大明年八月、(C)の竟陵王の謀反は顔竣の死の少し前、大明三年四月の出來事。つまり司馬光は(D)の顔竣の死の原因を、(A)を遠因、(B)(C)を近因と考えているのである。

(80) 卷百六十九、陳紀三、文帝天嘉四年五月、司空侯安都の賜死、また卷二百二十二、唐紀三十八、肅宗上元二年二月、李揆貶謫の叙述等参照。

(81) 卷三十七、王莽始建國三年、王莽の招聘を拒絶して餓死した龔勝の記述のあと、通鑑は一轉して當時の清名の士の傳に及んでいる。彼等はこの場合主役ではないが、ここに附加することによって王政權に對する強力な批判者が龔ひとりではなく多數存在していたことを示そうとする。それは同時に王莽に對する司馬光の批判でもあるだろう。また、卷百七十五、陳紀三、太建十三年十月壬辰の條、及び胡注參照。

(82) 卷百七十五、陳紀九、太建十三年十月、楊堅(隋文帝)即位のあとに置かれた四つの挿話參照。また、卷二百四十六、唐紀六十二、玄宗開成五年九月庚辰、中央政界に歸り咲いた李德裕が帝前で得々として朋黨の禍を論じた後に、通鑑は彼が宦官の手引きで官位を得たという皮肉な挿話を載せる。

(83) また卷百三、晉紀二十五、簡文帝咸安二年七月、禪位の望みははずれて忿懣やるかたない桓溫と爵位を辭退した秦の王猛との對照。卷百三十五、齊紀一、武帝永明元年、殘忍な于洛侯と寬政を布いた韓麒麟との對照。

(84) 増井經夫「アジアの歴史と歴史家」(昭和四十一年、吉川弘文館)百十一頁。

(85) 私は標點本の體例に従つて數えたが、この數字は通鑑の論贊を編集した清の伍耀光と異同がある。彼は全部で百七十篇しか數えておらず、 Δ 臣光曰 ∇ でさえひとつ落としている(卷二百九十二、後周紀三、世宗顯德二年の論贊)。

(86) このような發想は次の朱子の考えと酷似している。 Δ 道 ∇ を Δ 理 ∇ に置き換え時間から空間へ展開させれば殆ど重なるのである。「朱子曰、萬物各具一理、萬物同出一原、萬物皆有此理、理皆同出一原、但所居之位不同、則其理之用不一如、爲君須仁、爲臣須敬、爲子須孝、爲父須慈、物物各具此理、而物物各異其用、然莫非理之流行也」(性理大全卷三十四、性理六)。

(87) 漢之所以不能復三代之治者、由人主之不爲、非先王之道不可復行於後世也(卷二十七、漢紀十九、宣帝甘露元年、論贊)。

(88) 論贊の到る所に Δ 古 ∇ を基準として當代を評價する言辭が見られる。「然所以不能肩於三代之王者、痛於不學而已」(卷十一、漢紀三、高帝七年、論贊)。「誠使武帝兼三王之量以興商周之治、其無三代之臣乎」(卷二十二、漢紀十四、武帝征和四年、論贊)。

(89) 漢の武帝は先帝の約束を守らなかつたとして責められており(卷二十一、漢紀十三、武帝太初元年、論贊)、蕭何の法を變えなかつた曹參、無爲を以て世に「伴食宰相」と呼ばれた唐の盧懷慎は贊えられている(卷二十二、唐紀二十七、玄宗開元三年、論贊)。

(90) 夫創業垂統之君、子孫之所儀刑也(卷百九十一、唐紀七、高祖武德九年、論贊)。また卷七十九、晉紀一、武帝泰始三年、卷二百六十三、唐紀七十九、昭宗天復三年、論贊參照。

(91) 司馬光は邈英殿において蕭何の法を變えなかつた曹參の事蹟を神宗に進講している(名臣言行錄卷七、續資治通鑑長編拾補卷六)。

(92) 禮や君臣の義については小糸夏次郎 Δ 禮の意義と構造 ∇ (昭和十六年敏傍書房)から多くの教示を受けた。

(93) 宋學との關わりから云えば、司馬光が荀子の規範主義を繼承したのに對し、理學は孟子のこの内面主義を徹底させる方向へ歩んで行ったと云える。因みに司馬光は荀子を顯彰し孟子を激しく攻撃している(司馬文集卷十六、乞印行荀子楊子法言狀。同卷七十三、疑孟)。

(44) 古之君子、邦有道則仕、邦無道則隱、隱非君子之所欲也、人莫已知而道不得行、群邪共處、而害將及身、故深藏以避之(卷五十一、漢紀四十三、順帝永建二年、論贊)。春秋列國卿大夫及至漢興將相名臣、耽寵以失其世者多矣、是故清節之士、於是爲貴、然大率多自治而不能治人(卷三十七、漢紀二十九、王莽始建國三年、班固の贊)。

(45) 明哲保身が詩經大雅烝民「既明且哲、以保其身」から由來すること、云うまでもない。

(46) 前掲八禮の意義と構造V四百六頁以下参照。

(47) 君子見幾而作、不俟終日(易・繫辭下)。

(補注) 一例を挙げる。春秋・宣公二年の條に云う、「秋九月乙丑、晉趙盾弑其君夷卓」。左傳によれば、晉の夷卓を殺したのは趙穿であつて趙盾ではない。春秋の記録者は、責任ある地位に居りながら、主君を殺害した趙穿を討たなかつたという理由で、趙盾に筆誅を加えているのである。